

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年8月 19 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

厚生年金保険関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2600020号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院(現在は、B病院)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年11月1日から昭和61年4月1日まで

請求期間において、私は、准看護師としてA病院で勤務していたが、当該勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間においてA病院で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったところ、請求者が同院に勤務していた旨の回答が得られたことから、期間の特定はできないものの、請求者は同院に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B病院の事業主は、当院は平成26年4月にC連合会からD機構へ改組しており、改組前に退職した者については一切の書類やデータはないため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、不明である旨回答及び陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者がA病院において勤務していた旨回答している同僚からも、同院における請求者の具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除についての回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者のA病院に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同院に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、請求期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

加えて、A病院が請求期間当時加入していたE厚生年金基金(平成26年4月1日解散)に

について、企業年金連合会は、請求者の氏名、生年月日及び基礎年金番号により調べたが、請求者に係る加入員記録は確認できない旨回答している上、F健康保険組合は、A病院が加入していたとされるG健康保険組合について、母体事業主の改組に伴い、平成26年4月1日にH健康保険組合が合併し現在の健康保険組合の設立となったため、それ以前の記録の管理はしていない旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2600021 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2600013 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 病院（現在は、B 病院）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から平成 3 年 1 月 28 日まで

請求期間において、私は、A 病院で看護師として勤務していたが、当該勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 病院の事業主は、社会保険に加入している看護師に関する資料を保管しているが、同資料に請求者の氏名はなく、それ以外に請求期間当時に勤務していた看護師に関する資料は保管していない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間において A 病院で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったところ、回答を得た複数の者は、いずれも請求者を知らない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者の A 病院に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、オンライン記録によると、請求期間に同院において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

加えて、A 病院が請求期間当時加入していた C 厚生年金基金（平成 27 年 4 月 1 日解散）について、企業年金連合会は、請求者の氏名、生年月日及び基礎年金番号により調べたが、請求者に係る加入員記録は確認できない旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の当該期間における厚

生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。